

て藏人辨と申けるが扇に、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者といふ文を書て、もたれたりけるを御覽せられけるよりこそ、いとゞ御心おこりにけれ、

〔古事談王道后宮〕花山院御出家ノ時天下騒動ス、有人大入道殿○兼ニ申ス、仰云、ケシウハアラジ、能求ヨ云々、不令騒給云々、

〔大鏡太政大臣伊弉〕花山院の御出家の本意あり、いみじう行はせたまふ、修行せさせたまはぬ所なし、されば熊野の道に千里の濱といふ所にて、御こゝちそこなはせたまへれば、濱づらに石のあるを御枕にて大とのごもりたるに、いと近々あまの鹽やく烟のたちのぼる心ぼそさ、げにいかにあはれにおぼされけん、

旅の空よはのけぶりとのぼりなばあまのともし火たくかとやみんかゝる程に御驗もいみじうつかせ給ひて、中堂にのぼらせ給へる夜、驗くらべしけるをこゝろみんとおぼしめして、御心の内に念じおはしましければ、護法つきたる法師、おはします御屏風のつらにひきつけられて、ふつとうごきもせず、あまりひさしくなれば、いまはゆるさせ給ふおり處つけつるを、どうぞものがありをぞりいぬるを、はやう院の御護法のひきどるにこそありけれど、人々あはれに見奉る、それざる事に侍り、驗も亥による事なれば、いみじきおこなひ人也ともいかでかなずらひ申さん、前生の戒力に又國主位をすて給へる、出家御功德かぎりなき御事にこそおはしますらめ、ゆくすゑまでもさばかりにならせ給ひなん御心には、懈怠せさせ給ふべき事かはな、

〔日本紀略後一四條〕長元九年四月十七日乙丑、戌刻天皇落飾崩于清涼殿、

〔扶桑略記拔萃聖武下〕天平廿一年○天平勝正月十四日○中後高野天皇○孝受戒爲尼、名法基、

○按ズルニ、後ハ、後日ノ義ナリ、

〔帝王編年記十一〕天平勝寶六年甲午四月、東大寺戒壇天皇初登壇受戒、鑒真和尚菩薩戒也、